

特集

渚地区新規住宅地開発事業のご案内

広報・村公式ホームページ等にてご案内させていただいておりました、渚地区新規住宅地開発事業ですが、平成28年度に第1期分譲を行い、好評につき全ての区画(25区画)にお申込みいただきました。現在、第2期分譲に向け上下水道・周辺道路の整備などを進めております。

■分譲物件(土地のみの分譲)

第2期分譲区画(第1期分譲地南側)の20区画(約240㎡~300㎡)

■分譲時期・分譲方法

一般分譲に先駆けて、「先行分譲」「優先分譲」の実施を予定しております。各分譲は、後述の「申込者の資格」に加え、下記分譲条件に該当される方が対象となります。

〔Ⅰ〕先行分譲

分譲時期：平成30年1月頃予定

分譲条件：次のいずれかに該当される方

- (1) 申込者が現に飛鳥村に居住している方
- (2) 平成29年1月1日以前に5年を超える期間、飛鳥村に居住していた方で、かつ下記の〔Ⅱ〕優先分譲の分譲条件の(3)または(4)に該当される世帯の方

〔Ⅱ〕優先分譲

分譲時期：平成30年3月頃予定

分譲条件：次のいずれかに該当される方

- (1) 申込者の2親等以内の親族が現に飛鳥村に居住している方
- (2) 申込者が村内企業に在勤している方
- (3) 現に結婚していて、夫婦いずれかが40歳未満の世帯の方
- (4) 現に中学生修了前の子どもを扶養している世帯の方
- (5)〔Ⅰ〕先行分譲の分譲条件に該当される方

〔Ⅲ〕一般分譲

分譲時期：優先分譲終了後、受付開始予定

分譲条件：申込者の資格を有する方

分譲価格などにつきましては、決まり次第、広報や村公式ホームページなどで、随時ご案内させていただきます。

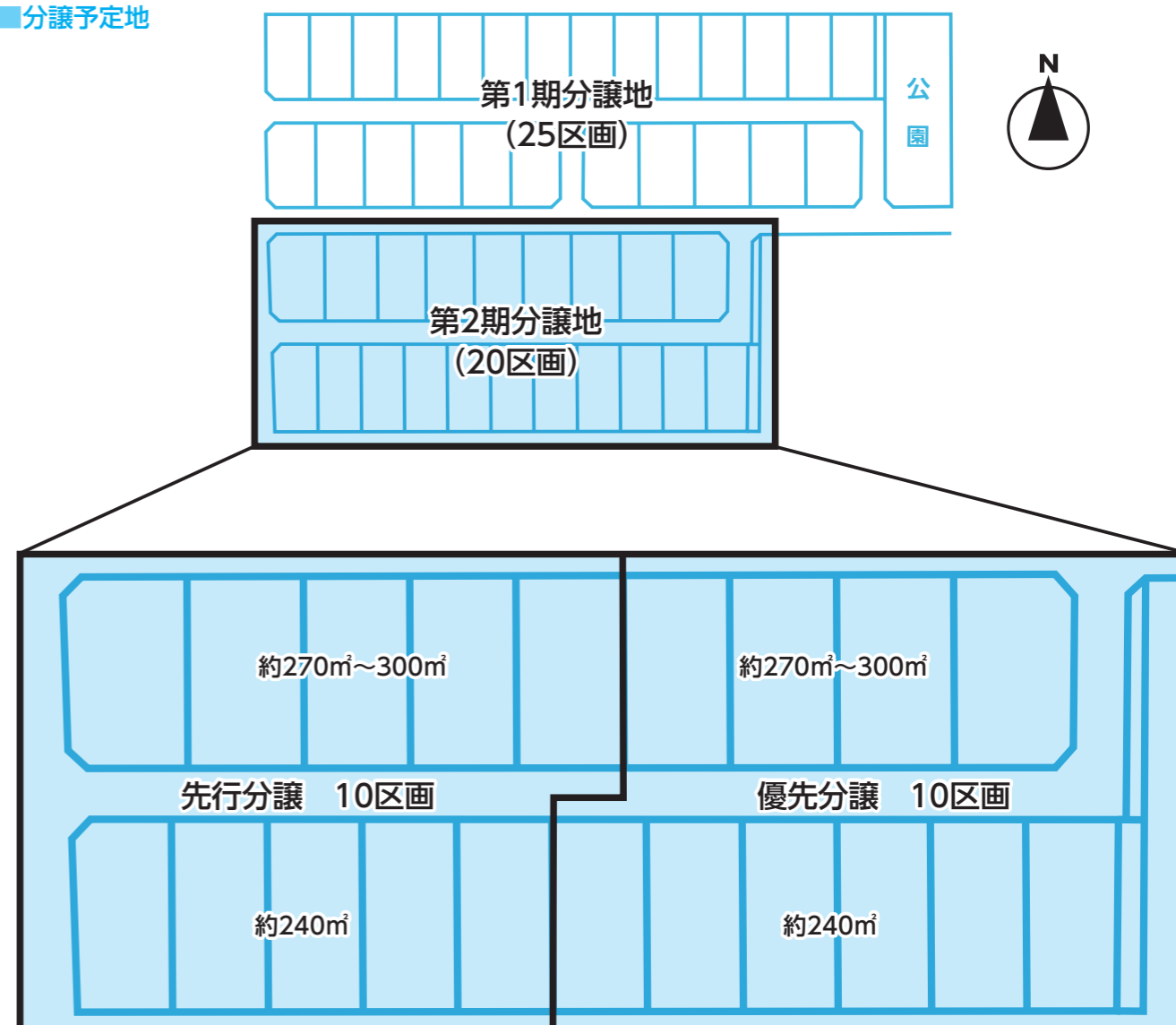
なお、分譲時期などについては変更となる場合もございます。

■申込者の資格

申込みできる方は、自ら居住する個人の方に限ります。ただし、次の①~⑤のいずれかに該当する方は申込みできません。

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない方
- ③ 前年度及び前々年度の市町村税を滞納している方
- ④ 飛鳥村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条第1号に該当する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体の構成員

■分譲予定地



分譲予定地・拡大図

※一般分譲は、未契約地を対象とする

●問合せ先 開発部整備推進課